601 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

点検項目	点検事項	点検結果		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスなし）を算定	□	該当	連携型以外は（Ⅰ）を算定
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスあり）を算定	□	該当	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）を算定	□	該当	連携型は（Ⅱ）を算定
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	准看護師が訪問看護サービスを行った場合	□	該当	
同一建物減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする）の利用者	□	あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	□	あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	□	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ１月あたり実利用者数が5人以下の事業所	□	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域へ通常の実施地域を越えてサービス提供	□	該当	
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	□	あり	対応マニュアル等
	利用者の同意	□	あり	同意書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	□	なし	
	24時間対応体制加算（医療保険における訪問看護）の有無	□	なし	

点検項目	点検事項	点検結果		
特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	□	該当	主治医の指示書等
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	□	あり	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書、訪問看護記録書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	□	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	□	あり	
特別管理加算（Ⅱ）	１　在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	□	該当	主治医の指示書等
	２　人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	□	該当	〃
	３　真皮を越える褥瘡(じょくそう)の状態	□	該当	〃
	４　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態	□	該当	〃
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	□	あり	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書、訪問看護記録書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	□	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
ターミナルケア加算	１　末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	□	該当	主治医の指示書
	２　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	□	該当	
	24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備	□	あり	
	主治医と連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得ていること	□	あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケアの提供についての利用者の身体状況の変化等必要な事項の適切な記録	□	あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に２日以上のターミナルケアの実施（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	□	あり	サービス提供票
	他の事業所での当該加算の算定の有無	□	なし	
	訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）及び在宅ターミナルケア加算（訪問看護・指導料）の有無	□	なし	
主治の医師の特別な指示	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示（１４日を限度として医療保険で算定）	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も同様とする。）	□	該当	
退院時共同指導加算	退院時共同指導の内容を文書により提供	□	あり	利用者等の同意を得た上でテレビ電話装置等の活用可
	退院又は退所後に訪問看護サービスを実施	□	あり	
	厚生労働大臣が定める状態の利用者	□	該当 （２回算定可）	
総合マネジメント体制強化加算	個別サービス計画について、利用者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っている	□	あり	
	地域との連携を図るとともに、地域の病院等の関係機関に対し、事業所において提供できる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っている	□	あり	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等が、利用者の状況について把握して助言を行い、助言に基づいて計画作成責任者が生活機能アセスメントを行った上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成	□	あり	テレビ電話装置等の活用可
	生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び計画に基づくサービスの実施	□	あり	
	初回の訪問介護が行われる月	□	該当	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を見直した場合は再算定可（急性増悪等を除き３月経過後）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が居宅を訪問する際に、計画責任担当者が同行する又は居宅訪問後に共同してカンファレンスを行い、共同して生活機能アセスメントを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成	□	あり	※カンファレンスはテレビ電話装置等の活用可。 ※利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するカンファレンスでも可。

点検項目	点検事項	点検結果		
	生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び計画に基づくサービスの実施	□	あり	
	初回の訪問介護が行われる月以降３月間	□	該当	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を見直した場合は再算定可
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的研修を修了している者を対象者数が20人未満の場合は１以上、対象者数が20人以上の場合は、１に当該対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	□	実施	テレビ電話装置等の活用可
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者数が20人未満の場合は１以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	□	実施	テレビ電話装置等の活用可
	認知症介護の「指導に係る専門的な研修」を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	□	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	定期的な健康診断を実施している	□	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が６割以上	□	いずれか該当	
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士が2.5割以上			
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	定期的な健康診断を実施している	□	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が４割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が６割以上である	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	定期的な健康診断を実施している	□	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が３割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が５割以上である。	□	いずれか該当	
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が６割以上である。			
	従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が３割以上である			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の（１）、（２）、（３）のいずれにも適合			
	（１）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	（２）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	（３）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□	あり	
	８　処遇改善の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７ 次の（１）、（２）のいずれにも適合			
	（１）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	（２）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　処遇改善の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の（１）、（２）のいずれかに適合			
	（１）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	（２）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　処遇改善の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合			介護職員等特定処遇改善計画書
	（一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較して高い	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らない	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定	□	あり	
	（６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	（７）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合			介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較して高い	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らない	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	あり	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	（１）介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	該当	